



健康創造都市やまと

大和市地域福祉計画

つながりが生みだす豊かな暮らし
第4期 平成26－30年度



「つながりが生みだす

豊かな暮らし」の実現に向けて



近年、少子・高齢化・核家族化の進展により、かつての家庭や地域の相互扶助機能は低下し、地域住民間のつながりが希薄化するなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

また、社会経済状況の急激な悪化などによって、生活上の支援を必要とする方々だけでなく、青少年を含むあらゆる世代においても生活不安やストレスが増大し、ひきこもりや虐待、自殺者の増加やホームレスの増加など、社会問題は多様化、複雑化しています。

このような中、市民一人ひとりが、身近な地域の中で助け合い、支え合いながら、安心して暮らせる地域社会を築けるよう、住民同士がふれあいを大切にしながら、より一層の地域福祉を推進するため、第4期地域福祉計画を策定いたしました。

誰もが身近な地域社会に参画し、地域での支え合いと行政サービスがしっかりと連携することにより、本市の目指す将来都市像である「健康創造都市」が実現されるものと考えております。

最後に、本計画を策定するにあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご議論くださいました大和市社会福祉審議会委員の皆様、心から感謝申し上げます。

平成26年4月
大和市長 大木 哲

目 次

I. 地域福祉計画の考え方

- 1. 地域福祉計画策定の背景 1
- 2. 根拠となる法律と位置づけ 1
- 3. 地域福祉計画の期間 2

II. 目指す地域福祉の姿と計画の柱

- 1. 大和市の人口 3
 - (1) 総人口の推移 3
 - (2) 人口と年少人口割合の推移 4
 - (3) 地区別の状況 4
- 2. 地域福祉における現状と課題 5
 - (1) 福祉への理解と関心について 5
 - (2) 福祉活動の担い手の育成と活動支援について 6
 - (3) 気軽に集える居場所や社会参加の場について 7
 - (4) 地域福祉活動団体との連携について 8
 - (5) 支援が必要な人との関係づくりについて 10
 - (6) 支援が必要な人への継続的な個別支援について 12
- 3. 基本理念 15
- 4. 基本目標 16
- 5. 計画の体系 17

Ⅲ. 個別目標の展開

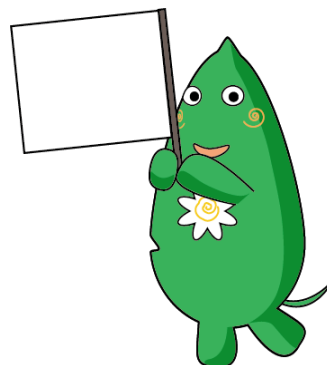
個別目標 1	福祉への理解と関心を高めます・・・・・・・・・・	19
個別目標 2	福祉活動の担い手を育成し活動を支援します・・・・	21
個別目標 3	気軽に集える居場所や社会参加の場をつくります・・・・	23
個別目標 4	地域福祉活動団体との連携をすすめます・・・・	25
個別目標 5	支援が必要な人たちへの訪問活動を充実します・・・・	27
個別目標 6	相談体制を整え情報提供を充実します・・・・	29
個別目標 7	包括的で継続的な支援の体制を整えます・・・・	31
個別目標 8	地域で暮らしやすい在宅サービスを提供します・・・・	33
個別目標 9	権利擁護の仕組みづくりを推進します・・・・	35

Ⅳ. 進行管理

1. 進行管理・・・・・・・・・・	37
-------------------	----

付属資料

1 大和市社会福祉審議会諮問・答申・・・・・・・・・・	39
2 策定経過・・・・・・・・・・	40
3 市民アンケート・・・・・・・・・・	42
4 自治会（長）アンケート・・・・・・・・・・	52
5 民生委員児童委員アンケート・・・・・・・・・・	56



(注)

- 1 比率については、原則的に小数点2位を四捨五入してあります。
- 2 構成比については、四捨五入のため総数と個々の合計が一致しない場合があります。

1

地域福祉計画策定の背景

急速な高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加など、家族形態が大きく変化する中で、近隣関係の希薄化が進み、共助の機能が低下しつつあります。また、高齢者や児童の虐待、ひきこもり、社会的孤立など、地域における課題も複雑化してきています。

これらの課題に対応するためには、公的サービスだけではなく、市民・行政・事業者などが互いに助け合い、支え合っていくことが大変重要であることから、本市においても地域福祉計画を策定し、地域福祉の取り組みを総合的に推進してきました。

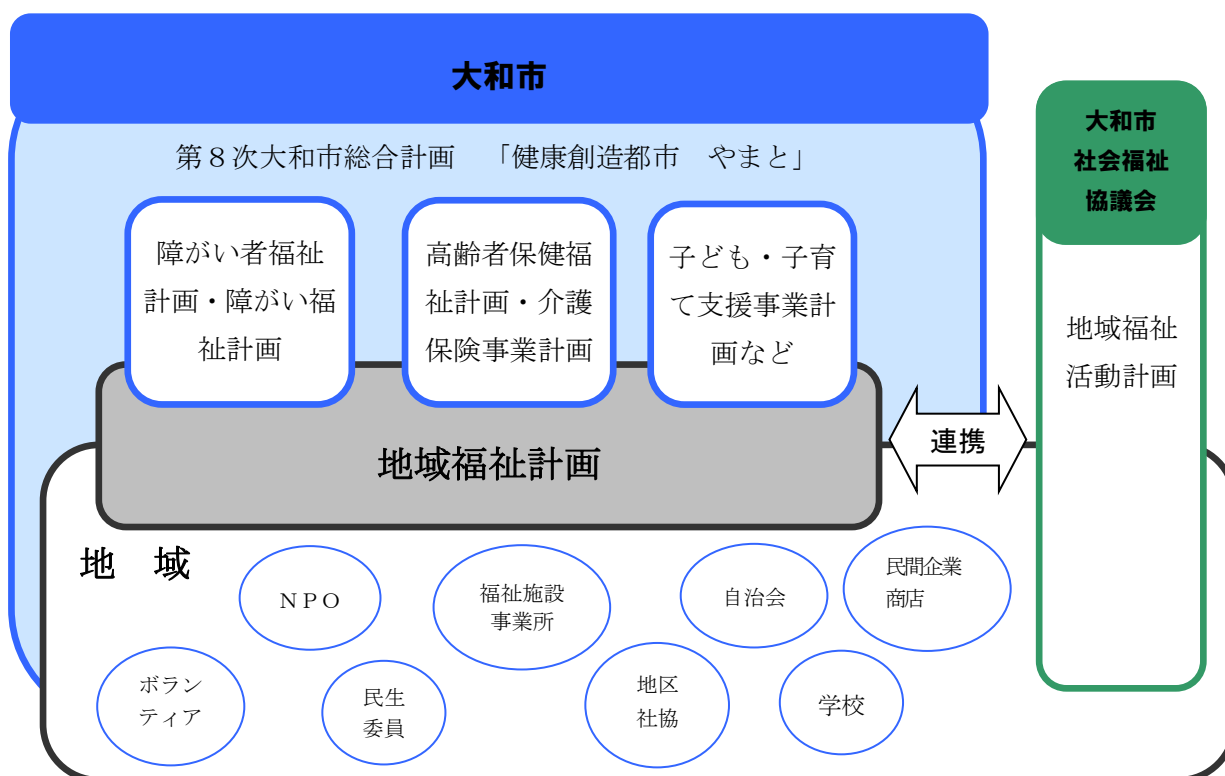
平成 25 年度をもって第 3 期の計画期間が終了することから、平成 26 年度を初年度とする第 4 期計画を社会情勢や地域福祉活動の状況を踏まえながら、より市民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう策定するものです。

2

根拠となる法律と位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された計画であり、第 8 次大和市総合計画後期基本計画との整合を図ります。

また、各対象者別個別計画を実施するにあたり、重要となる地域の力を高め、市民と行政とが協力して地域課題に取り組む共通の方向性を示すものです。



3

地域福祉計画の期間

第8次大和市総合計画後期基本計画と整合を図り、平成26年度から平成30年度までの5か年計画とします。

計画名称	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
第8次総合計画		後期基本計画【5か年】					
子ども・子育て支援事業計画	※次世代育成支援行動計画	第1期【5か年】					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第5期	第6期【3か年】					
障がい者福祉計画	【5か年】	【5か年】					
障がい福祉計画	第3期	第4期【3か年】					
地域福祉計画		第4期【5か年】					

